

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県岡崎市在家町字向前田37番

氏 名 株式会社 ハヤブサ環境サービス

代表取締役 金井 邦剛

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 内 田 康 宏



許可の年月日 令和 6年 2月 1日

許可の有効年月日 令和13年 1月31日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

(1) 事業の区分

中間処分（選別、破碎）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 選別

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 7品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

イ 破碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 6品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

(1) 選別施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市在家町字向前田 36 番

イ 設置年月日

平成 25 年 5 月 10 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

81.6m³/日（10.2m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(2) 破砕施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市在家町字向前田 36 番

イ 設置年月日

令和 6 年 9 月 26 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

4.66t/日（0.58t/時間）

紙くず

6.65t/日（0.83t/時間）

木くず

4.06t/日（0.51t/時間）

繊維くず

7.09t/日（0.89t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

10.02t/日（1.25t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

11.82t/日（1.48t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 7月 5日 新規許可
平成29年 3月10日 変更許可（破碎施設の設置）
平成30年 7月 5日 更新許可
令和 5年 7月 5日 更新許可
令和 6年 2月 1日 更新許可（優良認定）
令和 6年10月 7日 書換（破碎施設の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存 ・ ④

